

令和8年度 地域密着型サービス事業者運営指導における主な指摘事項について

1. はじめに

本資料は、地域密着型サービス事業者に対する令和7年度運営指導において確認された主な指摘事項及び留意事項をまとめたものです。

各事業所においては、本資料を参考に、日常業務の見直し及び自主点検に活用していただくことを目的として作成しております。

2. 令和7年度の運営指導でみえてきたこと

令和7年度の運営指導の主な課題として、居宅支援事業所と同様に、文書の整合性の不一致、指針・委員会・研修・記録の不足、説明・同意・交付に関する記録管理の不備、また加算算定要件の不備などが確認されています。

3. 主な課題と見直しの視点

(1) 整合性に関する指摘事項

- ・運営規程、重要事項説明書、契約書等の間で、それぞれの記載内容に差異があります。
- ・誤字、記載漏れ、情報更新がなされていない状況がみられています。

運営規程、重要事項説明書及び関連文書の内容は個別に修正するのではなく、関連文書も含めてご確認ください。

【見直しの視点】

- ・記載の相違（文書の表現や内容が異なる）
- ・情報未更新（記載内容が最新情報に更新されていない）
- ・実施と記録の相違（記載されている内容の実施記録が確認できない）
- ・記録の不備（実施しているが、記載がない）

(2) 委員会・研修等に関する指摘事項

- ・指針に定めている委員会及び研修の実施・記録の確認ができない状況がみられています。
- ・委員会と研修の役割が不明確なまま開催されている状況がみられています。

委員会、研修、訓練等は運営基準や加算算定に伴い実施が求められています。記録を残すことで実施が明確になります。

【見直しの視点】

- ・指針に基づいた委員会の実施（原則指針にて定めている）
- ・委員会と研修の役割の違い（委員会は組織・会議、研修は学習の場）
- ・委員会と研修を区別して記録を残しているか（役割による区別が不明瞭）

(3)法改正および通知に関する指摘事項

- ・法改正に伴う変更がされていない状況がみられています。
- ・介護保険最新情報を含む通知が運営に反映されていない状況がみられています。

集団指導での情報提供も含めて法改正や通知に対して、事業所の運営を照らし合わせる事が求められています。

【見直しの視点】

- ・集団指導における資料内容を通じて事業所の運営内容との相違はないか
- ・介護保険最新情報が運営に影響するものか

(4)説明、同意、交付に伴う指摘事項

- ・重要事項説明書および契約書、個人情報利用に関する同意書等において、本人及び家族欄はあるものの、代理人、代筆者が不明確な状況を確認しています。

不備が判明した場合であっても、後から遡った日付で署名又は押印を求めることは適切ではありません。実際に対応した日付で記録をするようにしてください。また、その日付で説明、同意に至ったのかの経緯を経過記録等に残すようにしてください。

【見直しの視点】

- ・重要事項説明書、契約書等の日付、署名が書かれているかまた漏れていないか
- ・説明、同意、交付の事実を経過記録にも記載されているか
- ・不備が判明した対応において、事実を確認した日からの経緯、経過内容を記録しているか

(5)加算算定要件に関する指摘事項

- ・加算算定要件に伴う研修の実施状況や内容の記録が不十分な状況がみられています

加算算定要件において、会議や研修の開催が求められていますのでご確認ください。

【見直しの視点】

- ・加算算定要件を確認しているか
- ・要件に伴う会議や研修の実施、書面の作成をしているか
- ・上記内容について、記録(議事録・研修記録等)を残しているか

4. 事業所に戻ったら、まず確認してほしいこと

各事業所においては、以下の点に取り組んでください。

① 運営規程、重要事項説明書、掲示物の一斉点検

現在使用している運営規程、重要事項説明書、事業所内の掲示物について、本資料の指摘事項を踏まえ、記載内容の正確性、最新性、他の書類との整合性を確認してください。特に、利用者への情報提供の視点に立ち、分かりやすさ、網羅性を再確認してください。

② 情報連携体制の見直し

運営規程等の改訂や重要事項説明の際に、管理者、サービス提供責任者、事務担当者等、関係者間での情報共有が円滑に行われているか確認してください。法令改正や事業所の変更等、介護保険最新情報や集団指導での説明内容など重要な情報を見落とさないための連絡体制を見直してみてください。

③ 定期的な自主点検の実施

運営指導時のみならず、自己点検表を活用し、半期に一度など定期的に事業所運営の自己点検を行う体制を構築してください。これにより、法令遵守の徹底と質の高いサービス提供の継続に繋がります。

5. おわりに

このたび集団指導でお伝えした内容について、各事業所へ持ち帰り、地域密着型サービス提供における法令遵守と質の向上に繋がるよう、業務を見直す機会にしてください。

定期的に、内容について確認し、更新および修正していくことで、実際の業務と書面の整合性が図れ、利用者の安全確保と適正なサービス提供に繋がります。

本資料を参考に、各事業所において継続的な改善に繋げていただくとともに、法令遵守のため、努めていただくようお願いいたします。

別添資料

令和 7 年度運営指導における主な指摘事項一覧(地域密着型サービス)

令和 7 年度 居宅介護支援事業所における主な指摘事項一覧(地域密着)

項目	指摘事項
内容及び手続の説明・同意	●重要事項説明書、運営規程、契約書等において、誤字脱字、記載漏れ、記載内容の差異が確認された。 ●提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)についての記載が確認できなかった。 ●利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないが、契約書の保存期間に誤りがあった。 ●介護報酬改定に伴い利用料が変更になる等、重要事項説明書の内容の変更を行う場合には、利用者又はその家族への説明及び同意を得ることが必要だが、その記録を確認できなかった。 ●料金変更についての説明、同意について、書類等で確認できなかった。 ●重要事項説明書、運営規程およびパンフレットの内容に事業の現状と即していない箇所や誤字脱字等が確認された。
管理者	●管理者による従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の一元的管理が不十分であった。
運営規程等	●運営規程において、サービス提供時間について修正が確認できなかった。 ●誤字脱字、記載漏れその他記載内容の不備が確認された。 ●運営規程と各種指針との間で、記載内容に不一致が確認された。
業務継続計画(BCP)	●定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならないが、研修及び訓練、見直しが未実施であることが確認された。
非常災害対策	●非常災害時における必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないが、連携を確認することができなかった。
感染症の予防及びまん延防止のための措置	●感染症対策委員会について、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図らなければならないが、委員会が未開催であることが確認された。 ●委員会記録と研修記録の区分が不明確であり、それぞれの実施内容を確認できなかった。

項目	指摘事項
事故発生時の対応	●事故マニュアルにおいて、事故があった際の市への報告基準が明確でなかった。
虐待防止	●事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な開催の実施等必要な措置を講じなければならないが、これらの措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないが、指針等で確認することができなかった ●虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な開催の実施等必要な措置を講じなければならないが、これらの措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないが、委員会が未開催であり、指針を確認することができなかった。
掲示	●重要事項等の掲載内容について、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないが、法人ホームページ等又は介護サービス情報公表システムへの掲載が確認できなかった。
地域との連携	●事業者は運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催しなければならないが開催が確認できなかった。
加算	●医療連携加算について看護師により 24 時間連絡できる体制の確保が必要とされているが、連絡体制の確保ができていたことが分かるものが確認できなかった。 ●医療連携加算について重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得なければならないが、確認書に日付記載欄がなく同意日が不明確であった。 ●入浴介助加算について、加算要件である入浴介助に関する研修についての記録が不十分であり、実施状況や内容が不明瞭であった。 ●個別機能訓練加算の要件として、モニタリングは機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、利用者や家族に計画の進捗等を説明しなければならないが、記録内容が不十分であった。